

コロナ禍における国・地方公共団体・政府系金融機関の支援策

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

コロナ禍における各種支援策について今回は税制上の特例についてお伝えします。

1. 無担保・延滞税なしで納税猶予が出来る。

(1) 前年同期比で 20%以上の売上減少ならば、納税猶予の特例が使える

新型コロナウイルス感染症の影響によって、売上（事業収入）が減少して、一時に納税を行うことが困難な場合、以下の売上減少の要件等を満たせば、申請によって1年間、国税（所得税、法人税、消費税などほぼ全ての税目）の納税が猶予される特例があります。なお、担保の提供は不要で、延滞税もかかりません。

売上減少の要件	令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、売上（事業等に係る収入）が前年同期比で概ね20%以上減少していること
適用期間	令和3年2月1日までに納期限が到来する国税等

(2) 売上減少要件に満たなくても、猶予できることがある

上記（1）の納税猶予の特例の要件を満たさないときでも、一時の納税によって事業継続・生活維持が困難となるおそれがあり、期限内の納税が難しい場合、一定の条件を満たせば、税務署への申請・承認によって、期限後に（必要に応じて分割して）納税が出来る一般（現行）の納税猶予を利用することが出来ます。猶予期間中（原則1年間）は、延滞税が1.6%に軽減されます。次のような個別の事情があるときは、延滞税なしで納税猶予が認められることがあります。

・新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴い、施設や店舗で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産、仕入れた食材などを廃棄した場合。

・納税者本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合。

○ 地方税や社会保険料にも同様の納税猶予の特例がある。

国税の納税猶予の特例と同様に、前年同期比で概ね売上が20%以上減少している場合は、地方税及び社会保険料の納付についても猶予の特例があります。

2. 前期に納付した法人税の還付を受けられる

資本金1億円以下の青色申告法人であれば、一定の要件のもと、前期に納税した法人税の全部又は一部の還付を請求することが出来ます。また特例により、資本金1億円超10億円以下の法人（大企業の100%子会社等を除く）も利用できるようになりました。（令和2年2月1日～同4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について摘要）。